

「裁判員経験者との意見交換会」議事要録

1 日 時 平成24年4月20日(金)午後2時30分から午後4時30分
まで

2 場 所 静岡地方裁判所大会議室(6階)

3 参加者等

司会者 河合健司(静岡地方裁判所長)

裁判官 原田保孝(静岡地方裁判所刑事部部総括判事)

検察官 高橋和貴(静岡地方検察庁検事)

弁護士 間光洋(静岡県弁護士会所属)

裁判員経験者1番 60代・男性・無職

裁判員経験者2番 40代・男性・会社員

裁判員経験者3番 男性・無職

裁判員経験者4番 70代・男性・自営業

裁判員経験者5番 70代・男性・自営業

裁判員経験者6番 60代・女性・主婦

静岡司法記者クラブ記者 10人

4 議事要旨

司会者

それでは、ただいまから裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。私は本日の司会を務めさせていただき静岡地方裁判所長の河合と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

裁判員経験者の皆さんには、お忙しい中を御参加いただき、誠にありがとうございます。裁判員裁判は間もなく3年を経過いたします。これまでのところ、裁判員の皆さんの御理解と御協力によりまして、おおむね順調に運用されておりますが、なお改善すべき点も少なくないと考えております。

本日は、裁判員裁判をより良いものとするために、実際に裁判員裁判を経験された皆さん方から、率直な御意見、むしろ辛口の御意見をお伺いできればというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、参加者の皆さんから、まず一言ずつお願いいたします。

まず、裁判員経験者の皆さんから、自己紹介を兼ねまして、担当した事件の罪名と、それから、自白か否認かという、その別を御紹介いただければというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

では、1番の方から、お願いできますか。

1番

1番です。外国人の住居侵入、強盗致死傷の事件を担当させていただきました。否認事件です。

司会者

では、次に2番の方。

2番

2番です。罪名は殺人です。殺意の有無が争点となって、傷害致死か殺人かという否認事件を担当しました。

司会者

ありがとうございました。

3番

3番です。罪名は傷害致死で自白事件です。

司会者

ありがとうございました。

4番

4番です。傷害致死で自白事件です。

司会者

ありがとうございました。3番と4番の方は同じ事件ですね。

4 番

はい。

5 番

5 番です。罪名は殺人事件です。否認事件として扱っていました。

6 番

6 番です。罪名は通貨偽造・同行使で、自白事件です。

司会者

ありがとうございました。次に、参加されている法律家の皆さんから、簡単に一言ずつお願いいたします。

弁護士

静岡県弁護士会の間です。よろしくお願いいたします。私は静岡県弁護士会の刑事弁護センターとか、裁判員対策委員会、また、日弁連の裁判員本部の委員などをしております。よろしくお願いいたします。

検察官

静岡地方検察庁の検事の高橋です。本日はよろしく申し上げます。

裁判官

静岡地方裁判所の裁判官の原田でございます。よろしくお願いいたします。

司会者

原田裁判官については、皆さん方は裁判長としてお会いされておりますので、ご存じだと思います。

【裁判員裁判を経験してみたの全般的な感想】

司会者

それでは、意見交換会に入ります前に、経験者の皆さん方から、裁判員裁判を経験してみたの全般的な感想ですね。例えば、実際、経験してみて、する前と後での印象はどうだったのかとか、経験したことで自分の生活が変わったかどうか

という，そういったことなどで結構ですので，お一人一，二分程度でお話を聞かせていただければということですので，これも1番の方からでいいですか。どうぞ。お願いします。

1番

正直言って，裁判はほど遠いという，関係なかったもんですから，あんまり分からなかったんですが，これを経験させていただいたことにより，マスコミの記事がスムーズに何となく分かるようになったなということは感じました。

あとは，初めは，とんでもないものを経験させてもらうことになったなということで，恐れ多く考えておりました。そんなようなところです。

司会者

はい，分かりました。では，2番の方，お願いします。

2番

はい。裁判員をやることを決まってから，ちょっといろいろと予習をしましたので，印象の違いというのは特にありませんでした。もともと裁判とか法律をちょっと勉強したり，興味があったんですが，より興味を持つようになりました。で，私が法律を勉強したのはもう30年ぐらい前の話ですから，罪が重くなったりとか，解釈が違ってると感じました。

それで，裁判をやって，もう1年たつんですけども，いまだに被告人，あるいは，被害者の顔，あと，被告人の裁判中の態度，発言の仕方などが，今でも目に焼き付いております。

あとは，自信を持って出した判決なんですが，本当にそれで正しかったのかどうかということは，今でもよく考えています。

司会者

どうもありがとうございました。では，3番の方，お願いします。

3番

3番です。私は全くこの裁判ということには何にも無知でございまして，いき

なり厚い封筒が来て、出てくれというわけです。行ったんですが、結構大勢の方が見えておられたです。一応、来た以上は何かやってみたいなと思う反面はといいますかね。ただ、あそこでまたその6人の中へ入っちゃったもんですから、もう大分年もいってるから、どうしようかなと思ったんですが、やっぱりせっかくここまで来たんだから、やってみようと思ったんです。ですから、この裁判というものは、実際に裁判所も行ったことがないし、全くの素人でございますので、最初、かなり緊張しました。それから後、裁判に対する関心がかなり増えまして、新聞を見てもよく、もうよくよく見るようになりました。それで、私はちょっと船関係だもんですから、海難審判所の証人に行ったことが一度あるんです。だから、裁判所の雰囲気は多少はかじったんですが、その当時とは大分裁判そのものがかなりラフといいますかね、裁判官がずっと下の方にずっと下りてきて。それから、裁判長にもいろいろ教わりまして、入り方とか出方とか、休憩の仕方とか、そういうのも随分習ったんですが、とりあえず、法廷の中へ入って、かなり緊張しましたね。ですから、そういう点ではもう一日ごとに慣れましたが、ただ、裁判の内容というものも、全く、手続や何かも全くもう初体験でございますので、もうかなり勉強になりました。実際、あと、裁判員になったという経験談をいろいろ話してみたいんですが、守秘義務がありまして、ちょっとその辺も難しい点もあったと思うんですが、私の人生にとってかなりプラスになったと思います。

司会者

では、4番の方、お願いします。

4番

裁判員の通知をもらってから、どんなことをやるのかということをしごく関心を持っていたんですが、初めてこういうことに立ち会わせてもらって、感想としては、人の犯罪の量刑を判断するという意味がしごく深いもんだなというのを感じました。それと、もう一つは、量刑を判断するにしても、今までの普段の自分のやってきた生活の中からの重さをてんびんに掛けて私は判断していくんだと判

断しました。それと、もう一つは、裁判員の方々、全部で何人か分からんけれども、半分は女性でも構わないと思います。というのは、普段の世の中の生活の中で、本当に平等なのかというのを感じること多いわけですから、そういう面で、半分半分でもいいのかなという感じは持ちました。

司会者

ありがとうございました。では、5番の方、どうぞ。

5番

5番です。私も最初に郵送でこういうものを、選任の手続をなさいというような文、手紙が届いて、この静岡地裁の方で臨んだのですが、そこでも、選ばれない、当初は選ばれない方がいいよねというような感じでこちらへ来まして、それで、なおかつ、その場の中で、最終的に決定するのにくじ引きだよということであるようだったもんですから、ああ、これはくじには当たらないなというようなことで、ああ、よかったかなというのが本当の心ですが、幸か不幸か、選ばれて、くじに当たってしまって、裁判員をやることになったんですが、当初、今回の被告人に対して、これはちゃんと正当な裁きか、判断ができるのかなと、そういうことが一番心配でした。でも、選ばれた以上は何とかやらなければならないなというような気持ちで、臨ませていただきました。

それで、裁判をしていく中で、裁判長や裁判官の方のいろんな指導がありまして、何とかやれたかなと、そういう気持ちです。初め、先ほど言ったように、あんまりやりたくないなという感じだったんですが、それで、終わってみて、ああ、やってよかったかなと、そういう気持ちです。

司会者

どうもありがとうございました。では、6番の方。

6番

6番です。私は裁判員制度が決まったときに、否定的な考えでした。とても素人が裁判に参加して裁くということが出来るんだろうかということを常に思って

まして、多分自分ではできないだろうという気持ちを持っておりました。

あるとき、本当に封書が来まして、その封書に裁判所という大きな字がありまして、私宛ての物だったものですから、これはもう来てしまったのかなと思って、もうその封筒を開けるのに、しばらく、二、三日、そのまんま手つかずに置いておきました。そして、それを開けて、実際にその裁判員制度に参加する旨のことを見まして、自分がそれに対して参加しない理由が全然なかったものですから、結果的に抽選で大当たりに当たりまして、裁判員に選ばれましたけれども、今実際にやってみて、自分が否定的だったということに対しては、今はもう、間違ってたなということを感じます。最初はほんとに緊張の中で、素人の私がどうだろうというのもありましたけれども、皆さん、女性の方が多かったんですけれども、その中で、裁判長とか、皆さん、心配りをしてくださるんですね。そして、何か打ち解けていける中で、自分なりに一生懸命考えて、皆さんと考えながら、結果が出ましたけれども、それで終わってみて、やっぱりこれはやらしていただいなければ分からないなということを感じまして、友達に会ったりしても、実はやったんだよって、でも、これはやっぱりやった方が良くと思うというようなことを言えるようになりました。

司会者

どうもありがとうございました。それでは、具体的なテーマについて、意見交換に入らせていただきます。

【評議について】

司会者

まず、評議というテーマを取り上げたいと思います。これは評議で言いたいことが言えるかどうかという点とか、議論がどうだったかという点、あるいは、評議の時間はどうだったかという、など、いろいろあると思いますので、御自由に御発言いただきたいと思います。

ここに裁判長がいますが、いても、影響することございませんので、御自由に発言していただきたいと思いますが。どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。評議の雰囲気とかでも結構ですし。まず、言いたいことが言えたかどうかという点はどうでしょうかね。4番の方、どうですか。

4番

私らのところは、裁判長がすごく上手に引き出してくれるもんですから、話しやすかったです。そういう面で、自分の気持ちが素直に言えたのかなと、そういう感じも持ちましたが。

それと、あと、資料のことなんですが、資料なんかはやっぱり初めて見る状態ですので、整理整頓できるような形を取ってもらおうと、説明するときでも、何ページを開けてくださいということを書いてくれれば。ただ積んでるだけじゃ、探しようがない。そういうことを感じました。

司会者

その資料をもうちょっと分かりやすく整理してくれれば、非常によかったということですね。

4番

そうです。

司会者

ほかの方はいかがでしょうか。はい、3番の方、どうぞ。

3番

今、4番さんは、私のやったこと、同じのを扱ったもんですから、本当に裁判長がほんとに私たちをよく御指導してくださいまして、本当に助かりました。皆さんが、みんなの緊張をほぐしてくれたことですね。最初、第1日目は緊張しますよって言ったことが、何か非常に気楽になりましたね。だから、裁判員というのはどう感じている、いろいろとあったんですが、そこで皆さんが、ああ、こうやればいいんだ、こういうふうにやればいいんだということが、非常に気が楽に

なりました。

ただ、今、4番さんが言ったように、それこそ、いろんな資料が回ってきますね。それで、みんな、これはどういう順序で、いろいろそれを整理するにやっぱり、事前に冒頭陳述という、こう来て、それで、その次は何といろいろ来るんですが、そこ、順番とか全然分からずに、どれとどれを見ればいいのかという感じだと。ちょっとその辺は少し整理して、こういう順序で、全体をまず教えていただくと助かるなというのは。初体験なものですから、一体何やるのっていう感じでやったんですが、だんだん2日目、3日目で慣れてまして、慣れたところで終わっちゃったんですけど。ただ、最初の日はかなり緊張しまして、皆さん、休憩を取りたいといいますから、ほっと出てきたんですね。ところが、休憩のやり方なんか、これはお堅い所だからしょうがないですが、皆さん、退席して、皆さんが出てしまって、それから我々がまた休憩室に帰って、エレベーターに乗って何分か休んで、また入っていくと。そういう形式が、全く私らは初体験なものですから、いやいや、これはまずい、うっかり休憩の要求もできないと、もう慌てたことがあったんですが。もう少しその辺を、隣の部屋へ入って休憩して、楽に、いいですかっていうわけで、こうまた入っていくと。余り、その間にエレベーターに乗ったり下がったりするものですから、何か皆さん、その間、沈黙状態で、ちょっとその辺がちょっと違和感を覚えたんですが。それは一つの法廷のやり方だったらしょうがないと思うんですが、素人の人がそういうことを初体験して初めて感じることで、その辺もちょっと考えていただくといいと思うんですが。

司会者

評議で、皆さん、言いたいことは言えましたですか。いかがですか。6番さん。

6番

6番です。そうですね。慣れてきたこともあったんでしょうけれども、裁判官の方が、いろいろやり方を考えてくださって、自由に意見を出させていただけたというか、すごく気配りしてくださったんで、みんな自然体でいろんな意見が出

たと思います。

そして、休憩時間なんですけれども、疲れたなと思った頃に、休憩に入りますと時間を取っていただいたと私は思いました。それで、あ、よかったなと思って、またちょっと休憩室に戻って休んで、また出ていくというような状態だったので、私たちはそんなにあんまり難しくそういう点は考えなかったです。ありがとうございます。

司会者

1 番の方、いかがですか。

1 番

私の事件は男性ばかりの裁判員の方ですから、自由な表現はできたと思います。また、非常に機械などを上手に利用させていただいて、分かりやすかったものですが、スムーズな方法で十分評議ができたんじゃないかなと思いました。

司会者

今お聞きしますと、非常に裁判長はじめ、裁判官の適切なアドバイスがあったということですが、それはちょっと裁判所から見ると何か褒め過ぎじゃないかというような感じもしなくはないですが、結論の誘導か、何かそういうことではないんですか。そこら辺は恐らく、評議を知らない方は、いや、裁判所が実は誘導してるんじゃないかという疑問をお持ちの方も。どうぞ。

6 番

6 番です。それは全然なかったと思います。いい意味で、みんなの意見を上手に引き出していて、押し付けることは一切なかったです。非常に自由に活発に意見を述べさせていただいたということがありました。

司会者

どうぞ、5 番の方。

5 番

5 番です。評議に入ったときに、裁判長さんがそのときの尋問の内容を詳細に

説明してくれたのですが、その後、すぐ、1番から順番に、各人、感じたこと、それを自由に述べさせていただきました。その述べている、みんなが言ってる最中でも、直接、実務、工場なんかの仕事の内容、そういうものに絡んだときの話をしたときなんかにも、裁判官の方はそういう実務に関しては多分うといところがあったと思うんですが、そういうときなんかにも、裁判官の方から、そういう考え方もあるんだねと、実際仕事をやってみると、そういうことがあるんだねなんていうことで、そういう一言で、全般的に、私らもほかの方も、裁判員もそうなんだけど、裁判官よりも少し知ってることもあるのかなというようなことで、気分的にリラックスした面が生まれたりして。そういう点は徐々に皆さんの慣れもあって、比較的自由に発言させていただきました。

司会者

評議で、全員の方が大体意見を言ったという感じですか。その辺り、どうでしょうか。3番の方、どうぞ。

3番

全員といたしますか、全体の意見のまとめというか、それぞれの意見は本当に自由に発言できまして。ただ、先ほど、男性ばかりの裁判員という場合と、女性、私たちの場合は男女半々ぐらいですかね。

司会者

半々ですか。

3番

それは女性の考え方と男性の考え方とは、もちろん年齢もありますが、かなり差があるところがね。そういう点、この裁判員の性別、年齢のバランスということもある程度考えた方が良く思うんです。大体、男の方は考えがもうきついわけですね。女性の方はいろいろ家庭のこととか、いろいろ子供さんのこととか、被害者、加害者、証人に立った方の態度がどうのこうの、細かいですね、女性の方が。男性はきちっとやるような感じで、その辺のところはもうバランスを取った

方が良いと思うんですが。

年齢層もそうなんですね。大体が中年以上の方なんですが，若い人もいましたが，私のように，戦争中の話をする人もいるし，それぞれバランスを取った方が良いと思うんですが。

司会者

どうぞ，5番の方。

5番

5番です。私が思うには，そういう年齢層は同じような年齢層にしちゃうと，逆に意見が偏っちゃう。そういうこともあって，あるんだけど，あると思うんだけども，私のところはちょうど6人のうちの，男性が私と，それから，あと，30代ぐらいの男性，あとは女性が4人で，そういうメンバー構成で殺人事件を扱わせていただいたんですが，それは今言われたように，人それぞれにやっぱり意見が分かれるのは分かれると思います。その分かれる，分かれた内容のものを，裁判長や裁判官の方が，だんだん話の中で，参考意見なんかも裁判長さんなんかも言われて，裁判官の方も言われて，それで，みんなある程度のもとに意見が集約されていく，そういう過程もあっていいんじゃないかなと思いました。

司会者

どうもありがとうございました。年齢とか性別の関係は，確かに問題あると思うんですが，何せくじでやっているものですから，なかなかそこら辺はちょっとうまくいかないということはあるんですが。評議の関係はこのぐらいでよろしいですか。

2番

1点。

司会者

どうぞ。

2番

直接評議とは関係ないかもしれないけど、評議の間で食事が入るんですが、食事のときに判事さん3人と一緒に食事が取れた、そのときに雑談ができたというのも、その後の評議で言いたいことがすごく言いやすかったと思います。

また、私のときは、年齢、性別、職業もみんなばらばらの方で、若い人から年配の方までいて、なかなかおもしろい面子だったんですが、判事さんも、あれは女性の裁判官がいて、なかなか男と女の意見の違いというものもいろいろあって、非常によかったと思いますけど。とにかく、お昼を一緒に食べたというのはすごく印象に残っています。

司会者

では、間弁護士、どうぞ。

弁護士

間です。評議に当たって、否認事件を担当された方も何人もいらっしゃいますけれども、事実を認定する上で悩まれた点、また、量刑に関しても、量刑というのはかなり法律の規定は幅があるわけですね。そういった中で、最後に一つ結論を出さなきゃいけないという点で悩まれたと思うんですが、評議の中で、事実認定や量刑で悩まれた点とか、そういうのがあれば、御意見、御感想を聞かせていただければというふうに思います。

司会者

なかなか、評議の守秘義務もありますので、一般的な感想ですかね。

弁護士

はい。

司会者

そこら辺、どなたか。どうぞ、5番の方。

5番

5番です。実際問題、評議の量刑の決め方、決め方というか、これ、決め方は皆さん、重々承知のことだったと思うんですが、量刑を決めるに当たって、確か

に私なんかも非常に悩むことはありました。というのは、いろいろ量刑を決めるその前の夜、3時、ちょうど私の場合、ちょっと3時半頃、目が覚めちゃったんだけど、その間、今日、じゃあ、量刑を決めるについて、どういうふうになるのかなと。その間、ずっと朝まで眠れないまま、自分でもって自問自答したりして、そういうようなことがありました。でも、実際問題、それで、最終的にいろいろ評議の中で、皆さん、6人と、それから、裁判官3人という形で、量刑を決めていくんだけど、そこで決まっちゃったら、もうわりと気分的にも楽になりました。それまでがちょっと自分自身の葛藤があって、いろいろ大変だったと思います。

【守秘義務について】

司会者

では、次のテーマに移りたいと思いますが、次は守秘義務ですね。これは皆さん方は裁判員裁判のときに、裁判官、裁判長から、守秘義務について説明は受けられましたよね。実際に裁判員裁判を経験してみて、この守秘義務の点についての御意見をお聞かせ願えればというふうに思っているんですが、守秘義務というものの必要性とか、その負担の問題ですね。その辺りはいかがでしょうか。では、全員からちょっと聞きましょうかね。1番の方。

1番

1番です。最初は守秘義務があるということで大変だと、それで、スケジュールの調整なんかの方にどうしたら良いのかなというのがまず問題がありまして、それで、守秘義務の範囲をいろいろ教えてもらいましたところ、そこで楽になりまして、それがないと困ったなど、それで、かえって言いたくなっちゃうような心理がありまして、その辺が教えていただいたということで、マスコミなど、この記事なんかに掲載するような、裁判の公開の状態だけとはということをお聞きしたもんですが、それでぐっと楽になったというのが実際の話でございます。

司会者

そういう説明も受けて、気が楽になって、そんなに負担は感じなかったということですか。

1 番

はい。

司会者

では、2 番の方。

2 番

はい。守秘義務の必要性は必ず必要だと思います。負担に感じるかどうかということなんですが、裁判で話されている、話し合っていることというのは全然公にして良いことだもんですから、別に評議室の中でこうやって決めたというのは黙っておけば良いだけだもんですから、特に負担に感じることはなかったです。

それより、知り合いなどに、裁判の、こういう裁判をやってるというのだけでも話せたので、気が楽でした。

司会者

3 番の方、どうぞ。

3 番

3 番です。守秘義務というのは一体どこからどこまでかということをも、最初来た通知の中からはいろいろ調べて、ここなんだということがあったんですが、ただ、裁判員で、行ったよとか行ってるよとかっていうことを話すこと自体は構わないと思うんですが、そのうち、話をしてるうちに、何となくこの範ちゅうに入ってしまうような、ちょっとまずいなと思うことも、そこで問われる、問われるんですかね。終わった後も、一応、皆さんに何となく話をしたくなるんですね。そうすると、その裁判内容は、裁判内容はもうそういう中に出るんで分かるんですが、過程をしゃべってはいかんと。だから、その辺のとこなんですが、これはもう当然、一線を画してあって良いと思うんですね、守秘義務というのは。

ただ、友達同士とか、ちょこっとしたサークルの中でやってたけど、ちょっと大勢の人に公開してしゃべるのは。

司会者

それはまずいですね。

3 番

まずいんだね。だから、私はちょっとそういう機会があるもんですから、ただ、行ったよ、ちょっとこうだったよって感じのことは言うんですが、何かの挨拶をするときに、ちょこっと話す、していいのかと思うことがあるんですよ。その辺を、だんだん詳しくなっちゃうと、内容が中へ入ってしまうとまずいと。ただ、行きました、こういうふうな経験しました、よかったですというくらいならいいわけですか。大勢の方なんですけどね。

司会者

それは一般的な感想なんかは一向に構いませんし、法廷で明らかになった事実なんかは、これは良いわけですから。

3 番

良いわけですね。

司会者

良いわけですからね。そこは守秘義務の範囲外ですから。現在、どうですか。

3 番の方、そんなに守秘義務、負担ですか。

3 番

いや、負担というか。境目をちょっと判断するのがちょっと、その辺、負担になるんですね。ここまで言っちゃまずいかなと。裁判所の雰囲気とか、そういうこととか、経験の積んだこととかはいいわけですね。

司会者

それはむしろ、私どもとすれば、話していただいて、周りの方に話していただいた方が好ましいというふうに思っているんですが。

3 番

私，小学校の子供にちょっとそういうことを話す，今度もあるんですが，そのときのその程度だったらいいですかね。

司会者

はい。それは大いに，経験してみても一般的な話はしていただきたいというふうに思っております。

3 番

特別の，こういう事件だとかということは言う必要はないですが，ただ，裁判所の雰囲気とかはいいわけですね。

司会者

はい，構いません。ありがとうございました。では，4 番の方。

4 番

守秘義務で特に深刻に考えるということはありません。要は，裁判員に選ばれたかったよとか，そういう経験をさせてもらったよという程度の話は良いと思うんですが，普段のこういう中のこと，事件のこと，そういうものについては，余りやっぱり言いたくない，自分自身が。そんな気持ちでいるもんですから，結局，守秘義務を守ってるということになるのかなと，そんなふうに思います。

司会者

では，5 番の方。

5 番

5 番です。私の今の段階，裁判が終わった段階では，守秘義務に対するプレッシャーというのはありませんでした。というのは，守秘義務が主に必要なこととすると，動機を決める評議，それから，量刑を決める評議，それから，3 つ目に判決文ですね。あれも初めに原案を頂いて，皆さんでその原案に対して，ここはどうだろうかということで皆さんで評議するんだけど，その評議した内容はそのまま訂正されて，最終的な判決文になっているんですが，そういう守秘義務が必

要なものが、後で全てもう報道関係にも何も全部おおっぴらになってる、結果論としては。そういうことを考えると、途中の経緯だけの問題で、それを人にしゃべる必要なんか何もないし、ただ、裁判のときで、先ほど言ったように、動機とか量刑とか判決文、そういうものがこうだったよということだけを言えば、その程度しか言えないんだけど、それだけの問題だと思ってるもので、さほど守秘義務に対してはプレッシャーは感じていません。

それで、なおかつ、守秘義務を皆さん、持つことによって、いろんな人から非難されたり、攻撃されたり、そういうことが一切ない。それというのがやっぱり良い、逆に良いものだ、いいものだと思っています。

司会者

では、6番の方。

6番

6番です。守秘義務は必要だと思います。そして、裁判長さんから御説明を頂いたんですけども、どの程度ですかということをごなたかが質問したときに、公開裁判ですから、裁判でやってることはもう新聞にも出ますから、そういったことは全然言って構いませんということをお話いただけました。

ただ、みんなの意見交換で、評議の部屋の中で話したこと自体は、やっぱりそれは人に伝えることではないし、みんなの意見が出て、その結果が出てくるわけですから、守秘義務、そういう意味においては必要だと思います。

司会者

皆さんの意見は、守秘義務というのはやっぱり必要だということによろしいですかね。それから、守秘義務について、実際経験してみて、そんなに精神的に皆さん方は負担を感じなかったということもよろしいですかね。ありがとうございました。

【法廷における審理について】

司会者

では、次に、法廷における審理について、進ませていただきたいと思います。いろいろな点があるんですが、まず、皆さん方は初めて法廷という所に法壇に上がるわけですので、最初の頃はもう頭が真っ白になってしまって、何をやっているか分からなくなったというような意見もほかの意見交換会では出ているわけですが、法廷で審理に立ち会ったときに、手順の流れですね。流れについては理解できたでしょうかという、そういった質問ですが、この点はいかがでしょうかね。最初にこうやって、次にこういう手順で、次にこう進んでいくんだという、そういった流れを理解しながら、審理に立ち会われていたかどうかという辺りをお聞きしたいんですが。どなたでも結構ですので。6番の方、いかがですか。

6番

私は特に不便はなかったように思います。それはなぜかというところ、すごく判事さんにしても、検察官の方、弁護士の方、かみ砕いて、何か私たちにも分かりやすく進めてくださったような気がします。そして、書類もありますので、それと見ながら、進んでいく状態を、私はそんなに、難しくないと言ったら変ですけども、理解できたように思います。

司会者

ほかの方、いかがでしょうか。2番の方、いかがですか。

2番

流れですよ、内容でなくて。流れ自体は、もともとちょっと裁判、知ってたもんですから、こういう順番でやるというのは分かっていたので、大体理解はできました。ただ、もうちょっと、裁判始まる前に、説明というか予習のようなものを、10分なり20分ぐらいお聞きしていれば、より心に余裕が持てて、いきなり検事さんからガーッと行って、ちょっと僕のとときは早口な検事さんだったもんですから、なかなか頭に入りきらなかったんですけども、流れ的には分かりました。

司会者

ありがとうございました。1番の方，どうですか。

1番

流れを全然知らなかったもんですから，私，だんだんその辺の推移を分かってくると，比較的，次はどうだなというのを，反対の意見を聞いたり何かしてという，そういう意味では，だんだん分かるようになりまして，裁判はこういうものだというようなところまで，何となく分かったような気がします。

それで，あとは，内容なんかはちょっと私は内容まであれですが，写真とかそういういろいろな資料を見させてもらって，それを読み合わせさせていただきましたので，比較的理解ができたと思います。

3番

3番です。流れはよく説明を頂きましたものですから，分かりました。ただ，その内容ですね。内容はもういきなりぱっと出て，難解な言葉も出てきまして。

司会者

では，せっかくですから，そちらの方に話を進めていきましょうか。内容の方にですね。

3番

内容が，まず，冒頭陳述とかという言葉が出てきますね。

司会者

まず，冒頭陳述から。

3番

これは知ってた言葉なんですけど，どんなふうにしてやるのかも分からないですね。ある程度，テレビのドラマなんかでも出てきますが，裁判の，ちょっと端からは見えるんですが，最初から最後まで，こうして，こうして，こうしてっていうことが，やっぱり最初は流れが理解しにくかったのですが，だんだん慣れてくるに従って，よく分かるようになりました。あしたはこうやるんだ，今日はこれで，

ここまでとか。

私たちの場合は、被告人が二人いたもんですから、一人一人について別の審理をずっと、やりますから、ある程度、前にやったことを同じこと、同じようなことを、もう次の日にやっていたもんですから、その流れはよく理解できました。

司会者

今、冒頭陳述の話が出ましたので、その点にちょっと触れてみたいと思います。重複しましたが、最初に、当事者の主張ということで冒頭陳述というものがあるわけなんですけど、この冒頭陳述についての皆さんの御意見、御感想はいかがでしょうかね。よく分かったのかどうか、内容的にどうだったのかという辺り、御意見がありましたら、お聞かせ願いたいです。どなたか、いかがでしょうか。1番の方、いかがですか。法廷で最初に早い段階で、この表をもとに、検察官の冒頭陳述、あるいは、弁護人の冒頭陳述がなされますが、何か御感想ございますか。

1番

一応これで事件の内容、概略はこういうものだなというのは理解させていただきましたけれど。

司会者

ボリュームではどうですかね。ちょっと多過ぎますか。そうでもないですか。

1番

いや、ボリューム的には感じませんでした。大丈夫です。

司会者

冒頭陳述というものの意味、位置づけというものは、分かって聞かれましたか。冒頭陳述というのが何なのかという辺りですが、その点はいかがでしょうか。これは飽くまでも主張でして、証拠ではないわけなんですけど。

3番

事実をまず説明してくれるわけですから、そういう意味ですね。だから、非常に分かりやすかったです。この流れを書いてある。そういうことで、こういうふうな

事件ですよということで，分かりやすかったです。

司会者

これは飽くまでも，証拠ではなくて，主張，検察官，弁護人の主張だということとは御理解なさって聞いておられたかどうかという辺りはいかがでしょうか。

3番

それが初めてだもんですからね。まず，いきなりだったもんですから，その辺でちょっと分かりにくいこともあったりして，その意味内容がですね。最初，こういうふうな事件ですよということは分かるんですが。まず，第一に，かなり緊張してますからね。やっぱりちょっと分かりにくいことがあったんですが。

司会者

そうですね。

3番

大体，次はその意味はもう分かってきましたから。

司会者

2番の方，いかがですか。

2番

最初，冒頭陳述と論告とちょっとごっちゃに考えているところがありまして，冒頭陳述を聞いてて，あれ，証拠が出てないけど，言いたいことだけ先に言って，おかしいなと思ってたんですけど，後で論告があるんで，今は主張だけしてるんだなというのは感じました。検察側はすばらしい，分かりやすいメモを作ってきてくださったんですけど，弁護側の方が，私の裁判のときは，あっさりし過ぎていて，ちょっと気合いというか迫力がなかったような気がしました。

司会者

ありがとうございました。ほかの人はいかがでしょうか。4番の方。

4番

言葉の意味がね，言葉の意味が，今まで勉強してこなかったものですから。最

初から事件の説明を聞いていた中で、自分としては、このくらいの量刑というのかな、そういう感覚ですね、自分の考えについて。それに対して、この文章はどうなんだという感じで聞いてました。だから、結論はまだ出てないんだけども。

司会者

これから始まるわけですね。

4 番

そうです。自分の感覚で申し上げてすみませんが、自分はそれをなお聞いた上でも、こういう言い方はどうなのかなという、ちょっと批判的な感覚を持ってました。

司会者

では、冒頭陳述だけでなく、冒頭陳述、あるいは、証拠調べが終わって、最後の論告とか弁論がございますよね。そういったもの全般につきまして、皆さんが見られ、あるいは、お聞きになったり、場合によったら、モニターに映されたのもあったんですかね。それについてはどうでしょうか。分かりやすかったかどうかという辺りはいかがでしょうか。何か御意見があれば。5 番の方、いかがでしょうか。

5 番

5 番です。今言われた、初めに言われた手続の流れは、理解できなかった。ちょっと戻っちゃうんだけど。

司会者

どうぞ。

5 番

初め、一番初めは、私の場合は、結果的に長男が、母親及び弟をナイフで殺害したという事件だったんですが、一番初めにまずされたのが、鑑定人である医師の鑑定書ですか、これが一番初めに来たんですが、これはもう一番、鑑定書の一番冒頭に自閉症だよということが完全に書かれていて、それで、じゃあ、もうこ

れ、決まってるじゃんというような形で、一番初めに臨んだような形です。ですから、それで、その中で、やっていくうちに、今言われた論告、検察の論告なんかを見ても、検察は飽くまでもこれは完全に責任能力があると、弁護人が言われている心神耗弱じゃないと、そういう論告だったんですが、そういうことに対して、審理の流れとして徐々に移って、これはまた別の機会で話さなきゃならないとは思いますが、一応、論告という、冒頭陳述というようなことは、ある程度、このメモを見て初めて理解はしました。

司会者

そういうのを、メモを見ながら聞かれていて、大体理解できましたか。

5 番

そうですね、はい、できました。

司会者

検察官、弁護人とも、裁判員裁判になりまして、よく分かりやすく説明するように努めているところなんですけど、そこは。

5 番

ええ。検察の方は、こういう書類をもらえたもんで、分かったんですが、弁護人の冒頭陳述のときには、こういうものを詳しいものをもらえなくて、言われていることを一生懸命自分でメモしたような形、メモしたら、後で弁護人の冒頭陳述要旨が配られてきたので、ああ、あるんだなと思って、そういうような形で。

司会者

それは冒頭陳述のときですね。

5 番

はい。

司会者

一番最初ですね。

5 番

最初です。

司会者

最初に，弁護人が口頭でしゃべられて，それをメモをずっと取られて。

5 番

そうです。

司会者

その後で，詳しいのが，書類が出てきたということですか。

5 番

はい。書類，初めにその書類をもらっちゃうと，弁護人の言われていることが耳に入らなくて，ただ書類を先に見てるかなという，そういうことはあったかもしれないんだけど，どちらが良いか，ちょっと分からないんだけど。だから，耳で聞いて自分で書く，その方がかえって結果的には良かったか，内容が分かったかなという気はするんですが。

司会者

あと，この主張，主張といいますのは冒頭陳述，あるいは，論告，弁論について，何か御意見がございましたら，伺いますが。なければ，証拠調べの方に入りたいと思うんですが。証拠調べの分かりやすさという点についてちょっと話を進めていきたいんですが。例えば，証拠書類ですね。供述調書の取調べ，その朗読をするとか，あるいは，証人尋問，被告人質問を皆さん，お聞きになったと思うんですが，その辺りについての御意見や御感想はいかがででしょうか。証拠調べのあり方みたいなものについて，何か御意見があれば，お聞きしたいんですが。これも，1 番の方から，すみません。

1 番

私の事件の中で，外国人の方が被告人だったものですから，通訳が中に入っている，という事件でありまして，その辺，なかなか大変だなというのが，まず，通訳も入れて大変だなということは感じました。ただ，被告人の顔色なんかを見て

て、いろいろと判断、その辺で伝わっているんだなというところ、そういうようなことで、的確にある程度、これはいろんな情報が流れているんだなというようなことは判断しましたけれど、そういうのはなかなか経験できないことだなと思いました。

あとは、比較的証拠がそろっている、一部、警察の方の資料とか、そういうのが何とかなかったのかなとか、いろいろちょっと考えるところはありましたけれど、大体、報告書とかはそんな問題ないかなというふうには思いました。

司会者

私の経験を申し上げて申し訳ないんですが、争いのない事案ですと、検察官の調書なんかを朗読されるということもあったかと思うんですが、それが余り長くなると、やはり頭に入らないし、証拠調べのあり方としてはどうだろうかということも気にはなったのですが、その辺り、いかがだったでしょうか。御経験された方、ございませんか。例えば、本来、証人で出てくる人について、それに代わって、検察官が聴き取った書類ですね、供述調書を法廷で朗読すると、検察官が。どうぞ。

2番

それは私の裁判はすごく多くて、出てきてほしい証人の方がほとんど出てこず、その証言だけの部分を検察側が読み上げるという形だったので、いろいろ聞きたいことなんていうのもいろいろあったんですけども、それが全然できなかったというのが、ちょっと残念で、分かりにくかったと思います。

あと、証人が声が小さくて、あと、長くお話しただいていて、裁判長が何度も大きい声でというお話をした、注意をしたんですけど、なかなか声が大きくなって、長い間、ちょっと難しい説明をされて、それがちょっと分からなかった点です。

司会者

3番の方ですか。どうぞ。

3 番

証拠というのは、私は自白事件だもんですから、犯行の事実とかという証拠は
もちろん余り必要なかったんですけど、実際にそこでこうして、こうしてという、
写真とか出てきますね。それを証拠何番、証拠何番と、ずっと出てきますね。そ
れを見ながら、これ、これというわけで、結構、項目が多いもんですから、ちょ
っとその辺がちょっと認識するに大変でした。

司会者

そういう証拠番号何番というふうに、前提で質問するんですが、それを見るの
が大変だと。

3 番

それを見て、これとこれがどうなんだということですね。

司会者

もうちょっとそこら辺を、尋問のとか、やり方を工夫してほしいということ
ですか。

3 番

事件の内容という、余り簡略、かなり細かく調べていらっしゃるから、それを
我々がしっかり認識して、法廷の中だけで勉強するような感じになっちゃうんで
すね。前後に予習、復習もほとんどないわけですね。法廷の中でという感じで、
後から復習をしようとしていると、そこでもう書いたものは全部ここへ置いて、
うちへ持って帰るのは、自分がちょっと書いたメモを一切持って帰らないという
ことを言ったので。

司会者

それはそうですね。

3 番

そういうことがちょっとね。

司会者

ありがとうございました。先ほどもちょっと出たんですが、事件の中で、この人は聞いてみたかったなというような、そんな経験をお持ちの方はおられますか。できれば、事件の関係で、この人は法廷に来て直接話を聞きたかったというような。2番の方、さっきおっしゃってましたが。

3番

いいですか。被害者の方やその家族の方が全然見えないということですかね。一応、法廷の中へ入ってこない。これは結構問題になったんですが、私の事件も、被害者の方がほとんど、あの人が被害者のお母さんじゃない、というような感じでしか出てこなかったというのは、これは当然しょうがないことなんですか。

司会者

それは、3番の方はちょっと傷害致死ですので、被害者はお亡くなりになられたわけですが、被害者の遺族とか、そういう関係者の方という意味ですね。

3番

はい。

司会者

それは必要があれば。

3番

必要があればということですか。

司会者

ということですが、恐らくそれは必要でないということで、そういった証人は採用されなかったと思うんですが、それをお聞きになりたかったという意味ですね。

3番

被害者が見えないという感じで、皆さんもそういう意見があったわけですね。

司会者

そうですか。4番の方、そこはいかがでしょうか。

4 番

私らの担当したのは、みんな分かってる、実際が、結果的に。

司会者

というのは。

4 番

事件自体が全部後へ残ってるものだから、結果も、そういう致死ということになったものですから、特に証拠という証拠は、木刀を見たぐらいのもんで、あとは、酒場へ行ったわけじゃないし、自動車の中を見たわけじゃないし、この文書に書かれているのが、そのまま事実だろうということで理解してました。

【その他の事項】

司会者

この辺りで、検察官、弁護士の方から、御質問ありましたら、伺いたいと思いますが。まず、検察官はどうですか。

検察官

端的にですね、冒頭陳述、論告、検察官といたしましては、余り情報量が多いということだと、なかなか理解、難しいんじゃないかなと考えておりました、極限まで絞り込んでいるつもりではございますけれども、長さだとか、短すぎるとか長すぎるとか、その辺り、どのようにお考えかということが、これ、1点聞きたいということであります。また、特に自白事件なんですけど、検察官といたしましては、特に争点になるところに絞って証拠としては提出しているところではございますけれども、裁判員の方々のいろんな場面で、御質問の中で、何かこういうふうな希望とかも感じられるような、確かにそうだなと思えたところがありました。

検察官としては、こういうのは必要がないということで証拠としては出してないという部分があるんですけども、でも、やはりこういう証拠はあった方がば

っとイメージできるなとか、何かそういったものがありましたら、御紹介いただければと思います。

司会者

まず、最初の、先ほどもちょっと出た、冒頭陳述書面の長さにつきましては、皆さん、いかがでしょうか。事件によっても、それぞれ長さが違うかなとは思っていますが。

3 番

長さですか。

司会者

内容の詳しさみたいなことですね。

3 番

私たちの事件は、別に。楽に、全体の流れは全部分かりました、理解できました。

司会者

内容も理解できたということですか。ほかの方はいかがでしょうか。6 番の方。

6 番

女性の方だったんですけども、担当された検察官の方が、すごくきはきと、説明がしっかりしてくださったので、とても分かりやすかったです。

司会者

検察官ですね。

6 番

検察官です。とっても理解しやすかったです。それは一緒にいた人たちの中で、そういう話題が出ました。

司会者

全員、理解がですか。

6 番

はい。とっても好印象でした。

司会者

ほかの方、いかがでしょうか。5番の方、冒頭陳述の長さについてどうですか。

5番

5番です。冒頭陳述の中で、一応、検察官の方の冒頭陳述はわりと分かり、内容も、冒頭陳述の紙と論告メモをもらってたもんで、わりと分かりやすかったです。

司会者

分かりやすかったと。

5番

はい。それで、ただ、時間的にも、大体、裁判所から指定され、計画、予定されていた時間内で大体収まったんですが、非常に聞きやすかった、内容的にも分かりやすかったです。ただ、弁護士の方が、ただ、長かった。すごく長かった。

司会者

そうですか。

5番

長かった。何しろ、ほんとに長すぎて、時間も大分オーバーしたような形ですね。

司会者

ありがとうございました。じゃあ、次の質問で、自白事件についての証拠の量ですがね。

検察官

法律家としては、もうこれで十分と思っているんですけども、やっぱり、何か例えば、どうして犯人として分かったのかというところの証拠も何かある程度あった方がいいのとか、そんなことがあるのかどうかですけども。

司会者

どうでしょうかね。自白事件の方で、もっとこういう証拠があればよかったの
にという、そういった質問ですが。3番の方。

3番

3番です。事件の中の関わった人の、この人は当然、ここに関わって、もう少し
詳しいデータがあったらいいんじゃないかという人があったんですが、その人
がたまたま全然出てこなかったという、そういうふうに言われる人が多かったん
ですが、そういうのは、当然この人はここにいたんだから、もう少し何かこの人
に対するデータがあってもいいんじゃないのという点がありました。

それで、たまたま私の事件の事例なんですけど、皆さんの常識で、この人が何て
言ってるのっていうのがありまして、この人物といえますか、そういう人がいた
んですが、ある程度疑問に思ったことは、そういう点ではあります。

司会者

ありがとうございます。裁判官は、特によろしいですかね。

裁判官

はい。

司会者

では、間弁護士はどうでしょうか。

弁護士

間です。今の検察官の質問の、弁護士の方をどう考えられているかということ
なんですけれども、冒頭陳述に関しましては、先ほど、事件の流れはある程度分
かったと、そういったコメントをおっしゃられている方、何人かいらっしまった
んですが、その検察官の冒頭陳述があって、その後、弁護人も冒頭陳述はして、
事件の被告人、弁護人の主張というのがどれだけ最初の段階で頭に入ったのかど
うかということが1点。あとは、全般的に、その弁護人の説明ですとか活動に関
して、特に問題とまで言わないまでも、こうしたらいいのになとか、あるいは、
こういうところでとまどったとか、そういうところがあれば、率直に御意見、御

感想を頂ければと思います。

司会者

まず、最初の方の質問ですが、これはいかがでしょうか。冒頭陳述についてですかね。

弁護士

そうですね。事件の流れだけじゃなくて、簡単に言うと争点ですね。どういうところが問題になる事件なのか、そういうところまでの御理解がどこまで最初でできたのかどうか、この点はいかがですか。

司会者

いかがでしょうか。冒頭陳述、検察官がやられて、次に弁護人がやられるわけですが、双方聞いて、ここが争点だなという、弁護人が主張、立証したいところはここだなというのがよく分かったか、そうでなかったかという、そういう質問ですが、その点はいかがでしょうかね。

3 番

その点はよく分かりました。私の事件としては、そういうことは、もうこっちも分からないと、それは多少は程度はありますがね。内容としては、皆さんは理解できたと思います。

司会者

2 番の方、いかがでしょうか。

2 番

内容は分かりやすかったですが、検察側と比べて、決定的なこととか、押してるところがどうしてもかなり弱い感じがして、冒頭陳述を聞いただけで、これは弁護人、大分不利だなというのが分かっちゃうような感じの印象を受けました。

司会者

ほかの方、1 番の方。

1 番

私，素人ですから，冒頭陳述を聞いて，私の担当した事件は，酒に酔ってたか，酔ってないかというような，犯行時にそのところが問題であるというふうに，多かったですけど，被告人が当然否定してるもんですから，弁護人の方は当然それに沿って調べられたと思うんですが，本人の，被告人のためには，どっちかといったら，認めさせて量刑を低くした方が得策だったんじゃないかなと，私はちょっとそんなような事件のような感じをしました。その辺，難しいんでしょうけれど，一般の者としては，その方が得策ではないかなと思いました。

司会者

ほかの方，よろしいでしょうか。

弁護士

2番さんの関係で，ちょっと2番さんが最初の印象をおっしゃられたんですけども，その印象というのは，大体最後まであんまり変わらなかったですか。証拠調べで実際ちょっと違ったとか。

2番

弁護人が，次から次へといろんな証拠を持ってきて，殺意はなかったというのをきっと立証するんだろうなと思っていたんですが，証拠とか，証人がいなかったのか，というのが，少し曖昧にできればいいやと，少し刑が軽くなればいいやという，最初からそんな感じを，最後まで感じました。

5番

ちょっとよろしいですか。

司会者

どうぞ，5番の方。

5番

5番です。弁護士の方の関係でちょっとあれなんですけど，私の携わった事件は先ほど言ったように自閉症ということだったんですが，この自閉症に対する考え方ですね。これは本人の知能指数ですか，あれが80ぐらいだったと。で，自閉

症の方は大体70以下だというのが何か出ているらしいんですが、それで、80ぐらいの被告人が、どうして自閉症になったかと。その辺の説明が何もなかったんですが、今、話聞いている中で、実際問題、上司、上司の仕事に対するプレッシャー、これがすごく強かったと。ちょっと失敗すると、もう頭からがんがん言われ、そんなことがストレスになったんじゃないかと。

それに対して、その言った本人の証人尋問がなかったと。そういうのはやられたらいかがだったかなと、そんなふうに取り受けを、結果、思いました。

司会者

あと、弁護士からの質問は、弁護活動一般についてということなんでしょうかね。

弁護士

そうです。

司会者

何か、皆さん、経験されて、何か御感想ありましたら。かなり今出ていると思いますが。もう一人、6番の方、いかがでしょうか。

6番

私の場合は事件が偽金作りで、もう被告の方が認めてらしたんですね、全部。ですから、きっと弁護士の方も、もう認めてる事件ですから、結局、裁判員制度のこの事件になって、刑期をどれくらいに短くしてもらおうかというようなところが一番争点になってたと思うんですけども、きっと弁護士さんなりに大変だったんだろうなということをちょっと感じて、何かそのことを考えました。

司会者

あの方方はよろしいですか。特に1番の方、事件がなかなか難しい事件だったと思うんですが、弁護人の感想なんか、御感想、何かありましたら。

1番

私も、どっちかといいますと、弁護士さんの方が弱かったなと思います。もう

少し何か，外国人なもんですから，その辺のコミュニケーション，難しいだろうなどは思いました。もうちょっと最初からコミュニケーションがあったら，違う展開があったじゃないかなと，私自体はそう思いました。

司会者

それじゃあ，よろしいですか。

弁護士

はい。

【これから裁判員となられる方へのメッセージ】

司会者

大分時間が来ましたので，この辺りで意見交換の締めくくりということになりますが，私ども法律家に望むこと，あるいは，これから裁判員になられる方へのメッセージがあれば，一人一言，頂ければというふうに思いますが。ずっと1番からですので，6番からでもいいですか。

6番

この裁判を経験してみまして，やっぱり裁判というものの大変さ，大切さというのを特に感じまして，裁いていく中のいろんな過程というのはかなり大変であるということもとても理解できました。

ですから，やはり，裁判員制度というものを真摯に受け止めて，これは受けたくないとか，逃げてしまおうかというような思いがあったとしても，やっぱり一つの経験として，できればしていただきたいと思います。私も反対の立場だったんですけれども，今は関わらせていただいて，自分にとってとてもよかったし，この経験というのはすごく貴重なものになりました。

ですから，また皆さんに，ぜひそういうのが来たら，体験してみてくださいということはお伝えしていきたいと思います。

司会者

では、5番の方。

5番

5番です。裁判員になられる方は非常に精神的に負担は掛かるとは思うんですが、ただ、これは怖がらずにやってみるべしと、そういう気持ちで、裁判員の方に激励、これからなられる方に一応激励したいと思います。

司会者

4番の方。

4番

やっぱりやってみて、すごく勉強になったと。で、自分の生活の中でも、自分の生活している周りに対しても、こういう経験というのは、言葉でみんな言わなくても、勧めていきたいという気持ちです。やっぱり、もう少し、そうだね、周り見ても、なかなかやったことのある人というのはめったにいないもんですから、もっと数を増やすというのかな、そういうのが必要じゃないかなって、そう思います。みんなには、なったら、一生懸命やってよと、そう言いたい心境です。

司会者

では、3番の方、どうぞ。

3番

3番です。私も前の方と同じように、裁判員にくじが当たったら、尻込みせずに、皆さん、協力して、やってくださいと。何も尻込みする必要はないと。行けば何とかなるっておかしいですが、とにかく経験としては非常に良い経験であるから、もしくじに当たったら、みんな行ってくださいということを盛んに言っています。これからもこれを生かしていきたいと思います。

司会者

では、2番の方。

2番

できたときには賛否両論いろいろあって、アメリカの陪審員制度とかと比べら

れたりとか、いろいろあった制度なんですけれども、僕は個人的には良い制度だと思います。ただ、今現在よりももっともっと良い制度にして、あと、もっともっと強い制度にしていて、自分の、私の子供たちが裁判員に選ばれたときにも、しっかり仕事ができるような制度にしてほしいと思うんですけれども。

あと、裁判員で出ることによってちょっと収入が減ってしまうものですから、ちょっとせこい話ですけど、日当をもう少し頂けないと、日当分より一日稼いでる方、あると思いますので、ちょっとそこが不満に思ったことです。

あと、私の職場の部下が今年、裁判員制度の候補者に選ばれたというのを通知が来まして相談を受けましたので、まだ若い子なんですが、ぜひ、自分のためになるから、行ってこいというふうに話をしているんですけれども、これからももっともっといい制度で、もっともっと強い制度にしてほしいと思います。

司会者

では、1番の方。

1番

非常によい経験をさせていただきました。勉強させてもらいました。一つだけちょっと気になることがあって、担当した被告人が上訴したということを、後で新聞で見たんですが、その場合、その後のやっぱり動きが分からなかったもんですから、今日分かりましたけれど、調べていただきましたけど、その辺がやはり気になっております。

それで、これからも、やった事件ぐらい、どこかで調べられるとか、何かちょっと情報が見るところがあるような状態を作っていただくと、なお、皆さん、気になっている推移だろうと思いますので、配慮していただくと、より充実するんじゃないかなと思います。

【最後に】

司会者

それでは、ちょっと私の不手際で、時間がちょっと大分オーバーして申し訳ございませんでした。本日は裁判員裁判の経験者の皆さんから、大変貴重な御意見を頂き、本当にありがとうございました。大変参考になりました。

この制度を今後より良い制度とするために、私ども、さらに努力してまいりたいというふうに思っております。

それでは、以上をもちまして意見交換会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。